

陳情第 1 2 4 号	受理年月日	令和 4 年 1 2 月 6 日
付託委員会	保 健 福 祉 委 員 会	
件 名	引き下げた生活保護基準をすぐ元に戻し、物価高騰に見合う基準引上げを求める意見書の提出について	
要 旨	<p>国は、生活保護基準を 2013 年から 2015 年にかけて、最大 10%、670 億円引き下げた。この削減により、生活保護基準引下げ違憲訴訟が全国 29 の地域で起こされた。2018 年から 2020 年にかけて 2 度目の引下げが行われた。</p> <p>生活保護利用者の生活扶助費は、40 歳の夫婦と 8 歳と 10 歳の 4 人世帯では、2013 年以前と比較して月 16,420 円、70 歳以上の高齢単身世帯では、老齢加算の廃止以前と比較して月 18,840 円も少なくなっている。</p> <p>2013 年からの生活保護基準引下げ違憲訴訟は、昨年大阪地裁を皮切りに、熊本地裁、東京地裁、横浜地裁で、基準の引下げは、専門的知見に基づく分析、検証を怠っており、裁量権の逸脱として、基準引下げを取り消した。引き下げた生活保護基準は、2012 年度の基準にすぐ戻すべきである。</p> <p>最近、物価高騰が生活を直撃している。北九州市の 10 月の消費者物価指数は、前年同月比で全体では 3.9% の上昇である。生活必需品や食料品等の上昇は、例えば食料品は 6.6%、光熱・水道は 12.0% になる。家計の負担増は、今年度 1 世帯当たり 8.6% になるとの試算もある。生活保護利用者にとっては、1 か月分の生活保護費に匹敵する大きな負担である。</p> <p>生活保護利用者の生活を守るため、裁判で示されたとおり生活保護基準引下げを取り消し、基準をすぐ元に戻し、物価高騰に見合う生活保護費の引上げが急務である。</p> <p>以上のことから、国に対して、引き下げた生活保護基準をすぐに元に戻し、物価高騰に見合う基準引上げを求める意見書を提出していただきたい。</p>	